保険医療機関の書面掲示

・医療DX推進体制整備加算
当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。

・医療情報取得加算
当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

・明細書発行体制等加算
当院は療担規則に則り明細書を無償で交付しています。
また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書、領収書を交付しています。
明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し出ください。

・一般名処方加算
後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

・長期処方・リフィル処方について
当院は患者様の状態に応じて、長期（28日以上）処方・リフィル処方箋の発行を行っております。
なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは、患者様の病状や薬剤の種類に応じて医師が判断いたします。

・生活習慣病管理料Ⅱ
厚労省は令和６年６月１日に診療報酬を改定し、『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するようになりました。この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動 に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名を頂く必要があります。